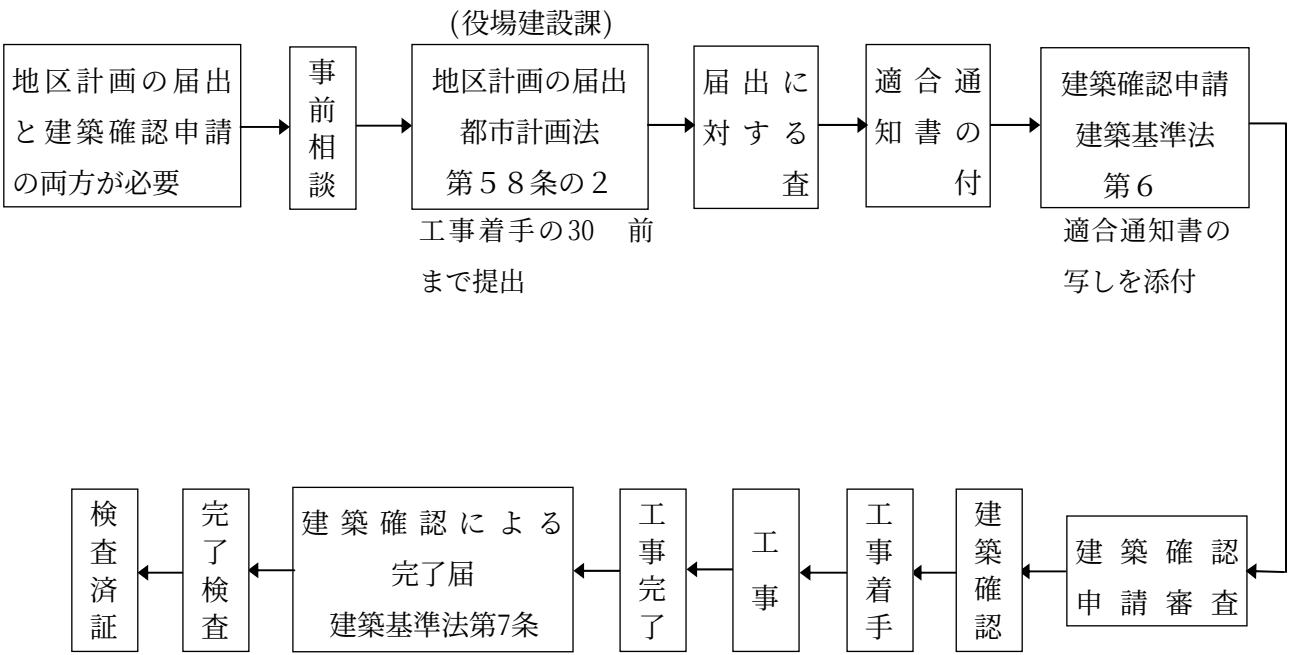


地区計画の届出について

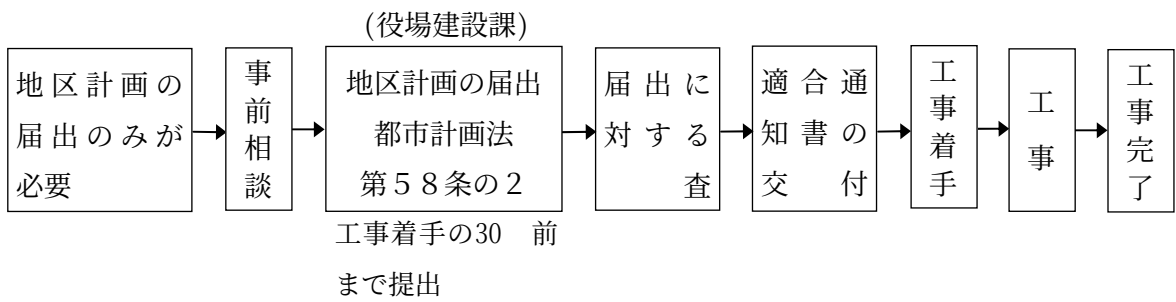
届出の必要な行為

- 1. 土地の区画形質の変更 → 盛土、切土、区画等の変更
- 2. 建築物の建築 → 新築、増築、改築、移転
10㎡以内の増築、改築、移転は建築確認申請不要
〔 移転：同一敷地内で移転すること。
他敷地への移転は新築となる。 〕
- 3. 工作物の建設 → 垣、さく、塀、門、広告塔、広告板、案内板等
- 4. 建築物の用途の変更 → 例：専用住宅→店舗併用住宅
- 5. 建築物等の形態又は意匠の変更 → 広告塔、広告板、案内板等の形態や色彩の変更

建築物等を建築する場合



建築物等の建築を伴わないその他の行為



届出に必要な設計図書

行 為 の 種 類	図 面 番 号
土地の区画形質の変更	① ② ③ ⑦ ⑧
建築物の建築 工作物の建設 建築物等の用途の変更	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧
建築物等の形態又は意匠の変更	① ② ④ ⑥ ⑧

	図 面 の 名 称	縮尺(目安)	明 示 事 項 等
①	位置図（案内図）	1/1,000以上	・当該区域、周辺の公共施設、方位
②	計画配置図（外構平面図）	1/100 以上	・前面道路の路線名及び幅員 ・敷地境界（前面道路境、隣接地境） ・建築物、工作物の位置及び敷地境界からの距離 ・現況地盤高、計画地盤高 ・盛土部分、切土部分の周辺の地盤高 ※ 高さの表示は前面道路の一番低い所の高さを基準（±0）とし、前面道路の高い所の高さ及び敷地の現況地盤高計画地盤高を区別してプラス・マイナス表示する。 ・盛土部分、切土部分の着色（盛土部分：赤色、切土部分：黄色）
③	断面図（造成計画図）		
④	建築物・工作物の立面図	1/ 50 以上	・二面以上の立面図
⑤	建築物・工作物の平面図	1/ 50 以上	・各階の平面図
⑥	工作物の構造図	1/ 20 以上	・工作物の構造を表示する詳細図
⑦	求積図	1/500 以上	・計画配置図と兼ねることができる
⑧	その他必要と認める図面等		

※ 届出に際しては、地区計画の区域内における行為の届出書（鏡）に設計図書を添付したものを**2部**提出する。

※ 地区計画の制限内容等については、『中川原東地区・地区計画』リーフレットを参照してください。

届出および問い合わせ先 中山町役場 建設課 建設整備グループ
TEL 023-662-2116